

平成 31 年第 8 回

札幌市教育委員会会議録

平成31年第8回教育委員会会議

1 日 時 平成31年4月23日（火） 13時30分～14時03分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
教育次長	檜 田	英 樹
生涯学習部長	鈴 木	和 弥
財務係長	田 畑	裕 紀
財務係員	土佐岡	潤
学校施設担当部長	永 本	宏
学校教育部長	相 沢	克 明
教育推進・労務担当部長	早 川	修 司
教職員担当部長	紺 野	宏 子
教職員課長	榊 原	直 志
服務・人事制度担当係長	富 本	智 也
人事係員	城	彰 浩
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	松 平	健 次
書 記	田 中	将 太

4 傍聴者 7名

5 議 題

議案第1号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、平成31年第8回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、石井知子委員と道尻豊委員にお願いいたします。

本日の報告第1号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第4号の規定により公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、報告第1号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○教職員担当部長 議案第1号「学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について」ご説明申し上げます。

改正概要、「学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について」の「1 改正の理由」をご覧ください。

本市教育委員会においては、懲戒処分に関する透明性を確保するとともに、学校職員の非違行為を未然に防止するため、平成24年に「学校職員の懲戒処分に関する指針」を定め、これまでも研修等の様々な機会を通じて服務規律の徹底を図ってきているところです。

しかし、依然として、不祥事の根絶には至っておらず、特に平成28年度の生徒や未成年者に対するわいせつ行為等を理由とする3件の懲戒免職事案をはじめ、昨年度における18歳未満の少女に対するわいせつ行為や盗撮、児童ポルノ所持を理由とする3件の懲戒免職事案など、学校職員によるわいせつ行為等が後を絶たない状況にあります。

このような学校職員によるわいせつ行為等の事案は、教育行政に対する信頼を大きく損なう行為であり、教育に携わる公務員として著しく不適格な行為と考えられることから、教育委員会として厳正な対処が求められているところであります。

こうした状況を踏まえ、当委員会として、学校職員によるわいせつ行為等に対して、厳正に対処する方針を明確に示すとともに、未然防止に向けた抑止力としての機能を強化することを目的として、この度、指針を改正するものでございます。

続きまして、「2 改正の方針」をご覧ください。

改正の方針としましては、教育に携わる公務員として著しく不適格な行為と判断されるわいせつ行為等について、対象となる行為を具体的に明示した上で、これまで「免職又は停職」を標準例としていた痴漢行為や盗撮、のぞきのほか、「免職、停職又は減給」を標準例としていたストーカー行為を含め、原則「免職」とするものです。

また、わいせつ行為等には該当しないものの、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為と判断されるものについては、「免職、停職又は減給」を標準例とします。

続きまして、次ページの「4 具体的な改正内容」をご覧ください。

現行の指針におけるわいせつ行為等に関する規定の内容は、＜改正前＞に記載する表のとおりであります。このうちわいせつ行為等に分類されるものについて、＜改正後＞アに記載する表のとおり集約し、わいせつ行為等には該当しないものの、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為については、イの規定を適用することとなります。

改正後、アの規定により、免職とするわいせつ行為等は、表に掲げた行為によって処罰された職員となりますが、先ほどご説明したとおり、痴漢行為や盗撮、のぞき、ストーカー行為も対象としております。

続きまして、次のページ「学校職員として著しく不適切な行為の具体例」をご覧ください。

イの規定の対象となる行為の具体例につきましては、そちらに記載されているような行為がありますが、例えば、児童生徒に対して性的行為と受け取られる不適切な身体的接触をした。性的な内容を含む不適切な発言・メールをした。食事やデートへ執拗に誘い、著しい不快感を与えた。つきまとい等により、著しい不安を与えた。というもののほか、児童生徒と私的な連絡を繰り返した。児童生徒と交際関係に至った。というものが対象となります。

また、保護者や一般の者に対する同様の行為も対象となります。

最後に、改正後の指針の適用期日ですが、1 ページに戻っていただきまして、「3 適用時期」をご覧ください。

本日、皆様の同意をいただけましたら、5月1日以降に発生したわいせつ行為等より適用することを予定しております。

なお、このたびの見直し案であるわいせつ行為等に関する懲戒処分の標準例を「免職」とする厳罰化については、東京都教育委員会など一部の自治体で行われているところではありますが、他の政令市との比較においては、本市が最も厳しい内容となりますことを、参考までに申し添えます。

本件につきましてのご説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 それでは、ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 改正案を拝見いたしますと、改正概要の一番最後のページの具体例というのが、改正案の中には明示されていないようなのですけれども、それはこの具体例はどのような位置づけになるのかということをご教えてください。

○教職員課長 私のほうからお答えいたします。こちらの具体例につきまして

は、指針に盛り込むのはなじまないということで盛り込んでおりませんが、学校に通知する際に通知文の中でこの内容を明示する予定になっております。

○佐藤委員 はい、わかりました。その具体例の中身なのですけれども、保護者に対する行為の一番最後のところ、保護者と不倫関係に至ったというのがありますが、指針ではないということでこうした表現でよいと思うのですけれども、一般的に不倫という言葉がこういう指針とか規程とかそういうところに、確かになじまない言葉遣いというふうに感じまして、例えば保護者と不適切な関係に至ったとか、そのような表現に、今後もしそれで意味が通じるのであればご検討いただきたいと思います。一般的には、双方ないしは片方に配偶者がいるのものにも関わらず男女の関係に至ることを不倫と言っているような理解でおりますけれども、やはり定義としてやや曖昧な部分がある気がしますので、今後ご検討いただければと思います。

○教職員課長 今のお話につきまして、ご指摘の部分、重々理解しているつもりでございます。逆に指針のようなこういった形で入れていないということもありまして、この表現にさせていただいたのですけれども、何より今回の通知でこのような著しく不適切な行為というものを具体例で通知によって示す大きな理由というのが、やはり学校職員に深く浸透させてこういった行為をすることでこういった処罰を受けるということを実感していただきたい、合わせてこちらは具体例でございますので、これが全てではございませんが、こういったわかりやすい形で書くことによって、これに類する行為を容易に想像できるだろうという目的からでございます。本来の目的というのがこうした不祥事を防止するというのを自制を持っていただいて適切に生活を営んでいただくというのを最大の目標としているという関係もありまして、できるだけわかりやすい表現をとということもありまして、通常法令等で使うには不適切な言葉ではありますが、よりわかりやすく浸透しやすい形で表現を選んで書かせていただいているという実態でございます。

○長谷川教育長 わかりやすいのもいいのですけれども、今、委員からお話があったように、それが曖昧であってはいけないので、それはこれから調整等していただければと思います。

○阿部委員 私も同じく不適切な行為の具体例のところなのですけれども、児童生徒に対する行為と保護者に対する行為の一文目なのですが、どちらも受け取られるという言葉が表現としてされていて、ここに客観性が欠けるのではない

かと、例えば周りの方が見た時のあれは性的行為だという客観性がここにもう少し付け加えられていると、保護者は大人なのでそれが性的行為かどうかという判断はしやすいのですけれども、お子さんの場合はそれが性的行為かどうかという判断が年齢によってはできるお子さんとそうでないお子さんがいらっしゃるのでもう少し表現の具体例の一部ではあると思うのですけれども、わかりやすい表現をしていただいたほうがいいのではないかと感じました。

もう一点は、これが決まった時に、学校側にどのように周知徹底されるのかということと、もう1点は、私たち保護者や市民の皆さんにどのようにこういうことを札幌市としては考えているということを安心してもらう1つの指標になるかと考えると、そういったことも現在考えているのかということもお伺いできればと思いました。

○**教職員課長** まず、周知ですけれども、この委員会会議でご承認いただいた段階で速やかに学校に通知を出させていただきますが、それだけでは当然浸透が十分には図れないので、今後の研修などの場で積極的にと考えています。

2点目の市民、保護者の方への周知でございますが、委員会会議でご承認をいただいた後、本日マスコミに投げ込みを行って公表しようと考えています。以上です。

○**阿部委員** はい、わかりました。

○**教職員担当部長** 学教連絡会とあって、学校教育部で各校種の校長会の代表の方にいろいろお知らせさせていただく会が今日ございますので、そちらの方でも各校長先生のほうから職員に伝えていただく文例なども示しながら、懲戒免職になった方でまさかこんなことになると思っていなかったということも言っていた方がいましたので、具体を示すことによって懲戒免職になるということを抑止につながるという意味でお伝えしていきたいと思っております。

○**阿部委員** はい、わかりました。

○**道尻委員** 私のほうから、ご説明にありましたような改正の理由や必要性はもっともでありますし、内容についても改正は基本的に妥当なものと思っております。2点確認的な質問をさせていただきます。

改正案の6ページのところに4項の公務外非行関係というのがありまして、そこから(1)から(16)まで、8ページまでに記載がありますけれども、その中の15番のわいせつ行為等の部分ですけれども、アとイに分かれておりまして、ア

は、次の表に掲げるわいせつ行為等により処罰された（未遂を含む）職員というものが対象になり、イについては、上記アに掲げるわいせつ行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした職員が対象になっているということなのですが、アで掲げる行為等を行ったことは明らかではあるけれども処罰には至らなかったという場合にはどのように対処なされるのか。例えば本人は認めているけれども起訴猶予で刑事罰にはならなかったというケースがあり得ると思うので、その確認が1つです。

もう1つは、(16)のところですが、その他刑法または特別刑法違反ということになっていて、中身では刑法または特別刑法に規定する罪を犯した職員と書いてあるのですが、特別刑法という言葉はなじみがないというか、わかりにくいところがあると思いますし、人によっては特別刑法の指す意味が多義的に使われている可能性があると思いますので、何をもって特別刑法に規定するという文言を置いているのかというところを確認させていただきたいのが2つめです。

○**教職員課長** まず1点めの例えば起訴猶予等によって処罰されなかった場合どのようにするかということですが、委員のご指摘どおりイの適用をもって対応するということを想定しています。委員からご指摘をいただいたように分かりづらい面があると思いますので、先ほど、具体例で通知をするという話をさせていただきましたが、例えばこの冒頭に(1)として、処罰されるには至らないが上記アに掲げる法律違反行為の事実が認められる場合という一文を入れて、委員からお話があったケースも含まれるということを周知徹底を図るという形をとりたい。

2点めの特別刑法ですが、特別刑法という言葉は確かになじみが薄いですが、犯罪及びそれに対する刑罰に規定する法律で刑法典以外のものという意味で使用しています。委員からご指摘いただいたように分かりづらい面があると思います。職員への周知徹底にはわかりやすいに越したことはありませんので、(16)のその他刑法及び特別刑法という部分の刑法の横にかっこ書きで刑法以外の刑罰法規の条例を含むと入れてはどうかと思ったところです。

○**道尻委員** 私としてはその方が明確になるのではないかと思います。

○**教職員課長** それでは、そのような形で修正させていただきたいと思います。

○**長谷川教育長** よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

○**池田委員** 感想に近くなるのですけれども、こういった形で厳罰化していく

ということ、改正については特に異議等ありません。こういう不祥事が起こってくる背景について、具体例も拝見しますと、児童生徒に対する教育の場における愛情とわいせつ行為がやや混同されてしまうといえますか、児童生徒と距離を近く親密になっていくことが、教育的に意味があると考えている先生も多いのかな、そういう空気があるのかなという気がいたします。周知徹底されるときに、教育的指導ということと、児童生徒との距離感、わいせつに至りかねないことも含めた距離感ということと区別していくということを知っていただくのが大事だと思いますので、周知徹底の際にお願いできればと感じました。

○石井委員 今回改正されて、具体例が入ったことがとても分かりやすいと思いました。おそらく非違行為をされる方は、このくらいなら大丈夫だろうとか安易な気持ちでされている方が多いと思うので、具体例が入ることによってわかりやすくなったと思います。具体例の中に、保護者に対する行為だったり、一般の方に対する行為というのが入ったのも、わかりやすいと思います。これから通知文を出したり、マスコミに発表する際も、しっかり具体例を示していただきたいですし、先ほどおっしゃっていた全国的に見ても本市が最も厳しいという点もしっかり出してほしいと思います。

○長谷川教育長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○道尻委員 今の石井委員のお話にもつながるんですけども、規定や具体例を示すというのも、あくまでも机上のものとして示されているとなかなか浸透しない面があると思っていまして、実際起こった事例をきちんと皆さんにわかっていただき、新聞発表よりもさらに掘り下げて原因がどこにあったか、どうして防げなかったのかということ素材にして研修や注意喚起する書面などいろいろな方法があると思いますが、すでに取り組まれているかもしれませんが、今の状況が現にあるわけなので、更に力を入れてやっていただきたいと思います。

○長谷川教育長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。それでは、先ほど委員からご指摘があった部分を修正した上での指針ということでお願いしたいと思いますし、指針には関わらなかったのですが、周知文の中でもわかりやすいような修正、あいまいな部分をカットしてご対応いただきたいと思います。その上で、この議案については、お認めいただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

○長谷川教育長 報告第1号でございます。これについては、公開しないことといたしますので、傍聴の方はご退席をお願いしたいと思います。

◎報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

○長谷川教育長 それでは「報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」でございます。事務局からご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 報告第1号「議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」ご説明いたします。

本市の学校施設の耐震化については、令和4年度までの完了を目指し、現在、8つの学校の改築工事及び設計を行っているところであります。

このような中、文部科学省から、令和2年度末までに策定することが求められている、学校施設それぞれの長寿命化計画の策定作業をするにあたり、過去に行われていた耐震診断の結果を確認していたところ、一部の学校施設において、耐震診断が簡易的な方法で行われていることが判明いたしました。

このことを受け、平成30年8月から平成31年3月にかけて、改めて耐震診断を実施したところ、13校について校舎の一部に耐震性能の不足が認められました。

そのため、当該13校の耐震改修に向けた設計に急ぎ着手すべく、必要な事業費を補正予算として計上することといたしました。当該設計につきましては、業務発注手続き及び業務実施に期間を要することから、次年度に事業が完了いたします。

従いまして、当該設計に係る総事業費1億4,200万円のうち、令和元年度に前金払として支出が見込まれる約3割の事業費4,200万円を歳入歳出予算として計上するとともに、令和2年度に支出が見込まれる約7割の事業費1億円を債務負担行為として限度額を設定することといたしました。

この歳入歳出予算と債務負担行為を計上し、早急に耐震改修に向けた設計に着手するためには、令和元年5月13日に開会予定の第1回臨時市議会に提案する必要がございます。本来であれば「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会会議にお諮りし、当該補正予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございましたが、市長の議案作成までに教育委員会会議を開催するいとまがございませんでした。

このため、「札幌市教育委員会事務委任等規則」第3条（臨時代理）の規定により、教育長が臨時に教育委員会を代理して、別紙意見書のとおり意見を述べましたので御報告させていただきます。説明は以上でございます。

○長谷川教育長 それでは、ただ今の臨時代理の件につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○池田委員 今、理由のご説明もいただきましたが、事前に連絡もしていただきましたし、理由も十分妥当で理解できるものだと思いますので、臨時代理によって意見を述べたことは妥当だと思います。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

○阿部委員 事業概要のところ、私は工事のことがよくわからないので確認なのですが、1番の事業概要では、「設計に必要な経費」と言われていて、2番では、「設計費」と言われていて、どういう違いがあるのかということと、設計費というのは、素人感覚では設計をする費用という感覚があるが、この中に工事費も含まれているとか詳しいことをわかる範囲で結構ですが、言葉の定義を教えてください。

○生涯学習部長 表記は確かにばらついているのですが、意味合いは同じでございます。工事費は含まれておりません。工事費を算出するためにどういうものを作ったらよいかという設計をするための経費でございます。

○阿部委員 これとはまた別に工事費というのが積算されるということでしょうか。

○生涯学習部長 この結果、実際に耐震の改修をしたらよいか明らかになった上で工事費が算出されます。

○長谷川教育長 だいたい10億円くらいでしたか。工事費については。まだこれから積算しなければわからないのですけれども。

書き方は変えた方がよいですね。

他にいかがでしょうか。予算の関係だけでなく、この件についてでも結構ですけれども。

○池田委員 臨時代理そのものについては、よいと思うのですが、先ほど説明のあった、どのような経緯でこれがわかったのかということについて少しご説明いただければと思います。

○**学校施設担当部長** 今般、耐震改修とは全く別の作業で、国を挙げてインフラの長寿命化に取り組んでいまして、学校施設もその中で概ね次年度末くらいを目途にいたしまして、それぞれの施設、学校ごとのカルテのような、マンションで言えば長期修繕計画のようなものをたてなさいということは今取り組んでいるところです。その中で、昔の建物で、今の新しい建物の基準と違う旧耐震基準で作られた建物については、例えば耐震改修済みだとか、ある程度の耐震強度を持っているとか、それであればどういう検査に基づいてどういうことをデータとして持つておかなければならない部分がありまして、作業をしている中で、一部の学校でそのようなデータが欠落しているということを発見しました。それで過去に遡って調べてみますと、平成13年度、14年度に簡易的な耐震診断を行っていたことを把握しまして、旧耐震基準で診断を行ったもの全てを洗い出した結果、全部で27校についてそういったものであったと。厳密にいうと26校プラス1校については、錯誤により耐震診断そのものが行われていなかったということがわかったのですが、再度耐震診断を行った結果こういうことになったということです。

○**池田委員** わかりました。

○**長谷川教育長** 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、報告第1号については以上でございます。

本日予定された議案については以上となりますが、その他、各委員から何かございますか。

【閉 会】

○**長谷川教育長** 以上で、平成31年第8回教育委員会会議を終了いたします。

以 上